

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針第2の1(2)に基づくスケジュール

令和3年9月

府省等名 ウ 最高裁判所

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(以下「指針」という。)第2の1(2)に定めるスケジュールは以下の通りとする。

本取組の対象事業については、以下のスケジュールにより、指針第2に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を全面導入する。

(1) 令和3年度の取組

評価項目設定事業	取組内容	参考(令和2年度実績等)
公共工事等のうちWTO対象以外の一部工事	対象工事を、総合評価落札方式のうち技術提案型S型(WTO以外)の全部に拡大した。	約0億円

(2) 令和4年度以降の取組(令和3年度中に全面的な実施が困難な事情がある場合)

① 令和4年度

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和2年度実績等)
公共工事等のうちWTO対象工事	WTO案件の特性上、技術提案及び施工計画のみで評価するため、導入は困難である。	約51.1億円
上記以外の工事等	総合評価落札方式の評価項目の設定に関するものにつき、総合評価委員会への諮問が必要となるため、直ちに導入するのは困難である。大企業・中小企業を含む建設業におけるワークライフバランス等推進企業の状況を踏まえて、段階的に対象工事等を拡大できるかどうか検討する。	約111.5億円

② 令和5年度以降

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和元年度実績等)
公共工事等のうちWTO対象工事	WTO案件の特性上、技術提案及び施工計画のみで評価するため、導入は困難である。	約51.1億円
上記以外の工事等	大企業・中小企業を含む建設業におけるワークライフバランス等推進企業の状況を踏まえて、段階的に対象工事等を拡大できるかどうか検討する。	約111.5億円

(参 考) 指針対象想定事業規模見込(令和2年度実績)

	金額(億円)	件数(件)
【府省等名／法人名】における公共調達総額	364.6	1,891
指針対象想定事業規模	5.7	19
総合評価落札方式による事業	5.4	10
随意契約のうち企画競争等による事業	0.3	9

※指針対象想定事業規模見込については、令和2年度実績を参考として記載したものであり、実際の事業規模は各年度の予算や執行等の状況によるものである。

※ なお、このスケジュールについては、状況変化等を踏まえ見直す場合がある。

※ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書に該当する環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業(令和2年度実績)	約0.25億円
--	---------